

(店頭売買有価証券に該当する株式等に類するものの範囲)

第二十三条の二の三 施行令第四十条の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所が同法第二百一条の規定による内閣総理大臣への届出をするため当該届出を行うことを明らかにした株式(施行令第四十条の三第二項第一号に掲げる株式等(同項に規定する株式等をいう。))に該当するものを除く。)及び同法第六十七条第一項の認可金融商品取引業協会が同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録することを明らかにした株式とする。

(相続税が非課税とされる専修学校の範囲等)

第二十三条の三 施行令第四十条の四第四号に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う専修学校とする。

一 省略

二 学校教育法第二百二十五条第一項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる単位数が六十二単位以上であるもの

2 法第七十条第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第五項に規定する申告書に添付する財務省令で定める書類は、国若しくは地方公共団体又は同条第一項に規定する政令で定める法人の同項の贈与を受けた旨、その贈与を受けた年月日及び財産の明細並びに当該法人の当該財産の使用目的を記載した書類並びに当該法人が施行令第四十条の四第一号の三又は第四号に掲げる法人である場合には、これらの号に掲げる法人に該当するものであることについて地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体又は私立学校法第四条に規定する所轄庁の証明した書類とする。

(公益信託の信託財産とするために相続財産を支出した場合の相続税の非課税の特例を受けるための添付書類)

第二十三条の四 法第七十条第三項の規定の適用を受けようとする者が同条第五項に規定する申告書に添付する財務省令で定める書類は、同条第三項に規定する公益信託の受託者の同項の支出をした財産が当該公益信託の信託財産とするためのものである旨、当該財産を受け入れた年月日及び当該財産の明細並びに当該公益信託の当該財産の使用目的を記載し

(店頭売買有価証券に該当する株式等に類するものの範囲)

第二十三条の二の三 施行令第四十条の二の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所が同法第二百一条の規定による内閣総理大臣への届出をするため当該届出を行うことを明らかにした株式(施行令第四十条の二の三第二項第一号に掲げる株式等(同項に規定する株式等をいう。))に該当するものを除く。)及び同法第六十七条第一項の認可金融商品取引業協会が同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録することを明らかにした株式とする。

(相続税が非課税とされる専修学校の範囲等)

第二十三条の三 施行令第四十条の三第四号に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う専修学校とする。

一 同上

二 学校教育法第二百二十五条第一項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる授業時間数が千七百時間以上であるもの

2 法第七十条第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第五項に規定する申告書に添付する財務省令で定める書類は、国若しくは地方公共団体又は同条第一項に規定する政令で定める法人の同項の贈与を受けた旨、その贈与を受けた年月日及び財産の明細並びに当該法人の当該財産の使用目的を記載した書類並びに当該法人が施行令第四十条の三第一号の三又は第四号に掲げる法人である場合には、これらの号に掲げる法人に該当するものであることについて地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体又は私立学校法第四条に規定する所轄庁の証明した書類とする。

(特定公益信託の信託財産の運用の方法等)

第二十三条の四 施行令第四十条の四第一項第四号ハに規定する財務省令で定める方法は、所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託の信託(施行令第四十条の四第一項第四号ロに規定する貸付信託の受益権の取得を除く。)とする。

2 施行令第四十条の四第三項第八号に規定する財務省令で定める法人は、自然環境の保全のため野生動物植物の保護繁殖に関する業務を行うこと

た書類とする。

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の三 省略

28 省略

29 国税庁長官は、別表第十一(三)から別表第十一(五)までの書式及び別表第十一(六)の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを別表第十一(三)から別表第十一(六)までに定める大きさ以外の大きさ(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

30 省略

(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の四 省略

2 施行令第四十条の四の四第七項第四号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 五 省略

六 母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十条に規定する母子家庭日常生活

を主たる目的とする法人で次に掲げるものとする。

一 その構成員に国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が含まれているもの

二 国又は地方公共団体が拠出をしているもの(前号に掲げる法人を除く。)

三 前二号に掲げる法人に類するものとして環境大臣が認めたもの

3 法第七十条第三項の規定の適用を受けようとする者が同条第五項に規定する申告書に添付する財務省令で定める書類は、同条第三項に規定する特定公益信託(以下この項において「特定公益信託」という。)の信託財産とするために支出した金銭の受領をした当該特定公益信託の受託者のその受領をした金銭が当該特定公益信託の信託財産とするためのものである旨、当該金銭の額及びその受領した年月日を証する書類並びに施行令第四十条の四第三項に規定する主務大臣の認定に係る書類(同項の認定をした年月日の記載があるものに限る。)とする。

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の三 同上

28 同上

29 国税庁長官は、別表第十一(六)の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

30 同上

(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の四 同上

2 同上

一 五 同上

六 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)

活支援事業、同法第三十一条の五第一項に規定する母子家庭生活向上事業、同法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭生活日常生活支援事業又は同法第三十一条の十一第一項に規定する父子家庭生活向上事業に係る施設

七 省 略

3 31 省 略

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第二十三条の八の八 省 略

2 法第七十条の六の八第二項第一号ハに規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる資産(主として趣味又は娯楽の用に供する目的で保有するものを除くものとし、当該資産のうち同号に規定する特定事業用資産(以下この条において「特定事業用資産」という。)に係る事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該事業の用に供されていた部分に限るものとする。)とする。

一 省 略

二 自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車以外の自動車で次に掲げるもの

イ・ロ 省 略

ハ イ及びロ並びに次号に掲げる自動車以外の自動車(当該自動車の取得価額が五百万円を超える場合には、当該自動車の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時に占める価額に五百万円が当該自動車の取得価額のうち占める割合を乗じて計算した金額に対応する部分に限る。)

三 地方税法第四百四十二条第二号に規定する原動機付自転車、同条第三号に規定する軽自動車(二輪のものに限る。)及び同条第四号に規定する小型特殊自動車(四輪以上のもののうち、乗用のもの及び営業用の標準税率が適用される貨物用のものを除く。)

3 31 省 略

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第二十五条の二 法第七十三条の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記に係る家屋の次の各号に掲げる区分に応じ、当

第二十条に規定する母子家庭生活日常生活支援事業、同法第三十一条の五第一項に規定する母子家庭生活向上事業、同法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭生活日常生活支援事業又は同法第三十一条の十一第一項に規定する父子家庭生活向上事業に係る施設

七 同 上

3 31 同 上

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第二十三条の八の八 同 上

2 同 上

一 同 上

二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ イ及びロ並びに第三号に掲げる自動車以外の自動車(当該自動車の取得価額が五百万円を超える場合には、当該自動車の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時に占める価額に五百万円が当該自動車の取得価額のうち占める割合を乗じて計算した金額に対応する部分に限る。)

三 地方税法第四百四十二条第四号に規定する原動機付自転車、同条第五号に規定する軽自動車(二輪のものに限る。)及び同条第六号に規定する小型特殊自動車(四輪以上のもののうち、乗用のもの及び営業用の標準税率が適用される貨物用のものを除く。)

3 31 同 上

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第二十五条の二 法第七十三条の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記に係る家屋の次の各号に掲げる区分に応じ、

該各号に定める証明書を添付しなければならない。

一・二 省略

2 省略

3 法第七十三条に規定するやむを得ない事情がある場合において、同条に規定する家屋につきその取得後一年を経過した日以後に同条に規定する登記を受けるときは、当該登記の申請書には、第一項に規定する書類のほか、当該登記を受けける者が施行令第四十二条第四項の訴えを提起したこと及びその日を証する書類並びに当該訴えに係る判決が確定した日又は和解調書若しくは認諾調書の作成の日を証する書類を添付しなければならない。

(マンション再生事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税を受けるための手続)

第二十八条 法第七十六条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）の証明書で、当該登記が同項に規定するマンション再生事業に伴い受けるものであること、当該マンション再生事業に係る施行令第四十二条の三第一項に規定する再生後マンションの住戸の規模及び構造が同項の基準に適合するものであること並びに次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付しなければならない。

一・二 省略

三 法第七十六条第一項第三号に掲げる登記 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項

イ 当該登記を受けける者が、法第七十六条第一項の再生後マンションの敷地利用権を与えられることとなるものである場合 次に掲げる事項

(1) 省略

(2) 当該登記を受けける者が取得する法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利の価額に、施行令第四十二条の三第二項各号に掲

当該各号に定める証明書を添付しなければならない。

一・二 同上

2 同上

3 法第七十三条に規定するやむを得ない事情がある場合において、同条に規定する家屋につきその取得後一年を経過した日以後に同条に規定する登記を受けるときは、当該登記の申請書には、第一項に規定する書類のほか、施行令第四十二条第四項の訴えを提起した日を証する書類及び当該訴えについての判決、和解調書又は認諾調書の謄本を添付しなければならない。

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税を受けるための手続)

第二十八条 法第七十六条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び第三項において同じ。）の証明書で、当該登記が同条第一項に規定するマンション建替事業（第三号において「マンション建替事業」という。）に伴い受けるものであること、当該マンション建替事業に係る施行令第四十二条の三第一項に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が同項の基準に適合するものであること並びに次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付しなければならない。

一・二 同上

三 同上

イ 当該登記を受けける者が、法第七十六条第一項の施行再建マンションの敷地利用権を与えられることとなるものである場合 次に掲げる事項（施行令第四十二条の三第二項に規定する場合にあつては、(1)及び(2)に掲げる事項）

(1) 同上

(2) 当該登記を受けける者に係る施行令第四十二条の三第二項の控除した残額又は同条第三項各号に定める価額の同条第二項に規定す

額 げられる場合に、区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額

2 ロ 当該登記を受ける者が、法第七十六条第一項の担保権等の登記に係る権利を有する者である場合、当該登記が同項第三号の登記に該当する旨

2 法第七十六条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定するマンション等売却事業に伴い受けるものである旨、当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨及び当該登記が同項各号に掲げる登記に該当する旨の記載があるものを添付しなければならない。

3 法第七十六条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定するマンション除却事業に伴い受けるものである旨、当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨及び当該登記が同項各号に掲げる登記に該当する旨の記載があるものを添付しなければならない。

4 法第七十六条第四項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定する敷地分割事業に伴い受けるものである旨、当該登記が同項各号に掲げる登記のいずれに該当するかの別及び次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付しなければならない。

一 法第七十六条第四項第一号に掲げる登記 当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨

二 法第七十六条第四項第二号に掲げる登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 当該登記を受ける者が、法第七十六条第四項に規定する除却敷地持分を与えられることとなる者である場合 次に掲げる事項
(1) 当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第三項第一号

る施行再建マンション概算額に占める割合

(3) 当該登記に係るマンション建替事業が施行令第四十二条の三第二項に規定する隣接施行敷地を取得するマンション建替事業に該当する旨

ロ 当該登記を受ける者が、法第七十六条第一項の担保権等の登記に係る権利を有するものである場合、当該登記が同項第三号の登記に該当する旨

2 法第七十六条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定するマンション敷地売却事業に伴い受けるものである旨、当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨及び当該登記が同項各号に掲げる登記に該当する旨の記載があるものを添付しなければならない。

3 法第七十六条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定する敷地分割事業に伴い受けるものである旨、当該登記が同項各号に掲げる登記のいずれに該当するかの別及び次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付しなければならない。

一 法第七十六条第三項第一号に掲げる登記 当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨

二 法第七十六条第三項第二号に掲げる登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 当該登記を受ける者が、法第七十六条第三項に規定する除却敷地持分を与えられることとなる者である場合 次に掲げる事項
(1) 当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第四項第一号

に定める価額

(2)・(3) 省 略

ロ 当該登記を受ける者が、法第七十六条第四項に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者である場合 次に掲げる事項

(1) 当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第三項第二号に定める価額

(2)・(3) 省 略

(経営強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第三十条の三 法第八十条の二の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについて的主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同条の規定に該当するものであること及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の記載があるものを添付しなければならない。

一・二 省 略

三 当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する組織再編成等実施計画に係る主務大臣の認定に係る場合 当該組織再編成等実施計画に係る認定の日及び当該組織再編成等実施計画が提出された日

四 当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する変更後の組織再編成等実施計画に係る主務大臣の認定に係る場合 当該変更後の組織再編成等実施計画に係る認定の日及び当該変更後の組織再編成等実施計画が提出された日

2 省 略

(医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続)

第三十条の五 省 略

2 省 略

(診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等の税率の軽減を受けるための手続等)

第三十一条 法第八十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであること

に定める価額

(2)・(3) 同 上

ロ 当該登記を受ける者が、法第七十六条第三項に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者である場合 次に掲げる事項

(1) 当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第四項第二号に定める価額

(2)・(3) 同 上

(経営強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第三十条の三 同 上

一・二 同 上

三 当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する実施計画に係る主務大臣の認定に係る場合 当該実施計画に係る認定の日及び当該実施計画が提出された日

四 当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する変更後の実施計画に係る主務大臣の認定に係る場合 当該変更後の実施計画に係る認定の日及び当該変更後の実施計画が提出された日

2 同 上

(医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続)

第三十一条 同 上

2 同 上

とについての都道府県知事の証明書で、その者が診療所（同項に規定する診療所をいう。以下この条において同じ。）の開設者又は管理者であること、当該登記に係る建物が施行令第四十二条の七第一項に規定する区域内に所在すること、当該建物が当該診療所の用に供するものであること及び当該建物が同条第二項に規定する建物に該当すること並びに当該建物の建築又は取得をした日の記載があるものを添付しなければならない。

2| 施行令第四十二条の七第二項に規定する財務省令で定める補助は、同条第一項に規定する区域における診療所の承継・開業支援事業のうち施設整備事業に係る補助とする。

3| 施行令第四十二条の七第二項に規定する財務省令で定める建物は、最寄りの一般病院（その有する病床が主として医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床である病院のうち、次に掲げる病院以外の病院をいう。）までの移動距離が七・五キロメートル以上となる位置に所在する建物とする。

一 主として理学療法又は作業療法を行う病院
二 その施設の全てが児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設である病院

4| 法第八十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、その者が診療所の開設者又は管理者であること及び当該登記に係る土地が同条第一項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供するものであること並びに当該土地の取得をした日の記載があるものを添付しなければならない。

（認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一条の四 省 略

2 施行令第四十三条の二第二項第三号に規定する財務省令で定める建築物は、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、その活動の拠点の形成に資する建築物とする。

3 省 略

（認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一条の四 同 上

2 施行令第四十三条の二第二項に規定する財務省令で定める建築物は、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、その活動の拠点の形成に資する建築物とする。

3 同 上

(地盤の液化化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記の免税を受けるための手続)

第三十一条の九の二 法第八十四条の五の二の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書で、当該登記に係る土地が施行令第四十四条の四第一項に規定する土地であること、当該登記に係る土地が法第八十四条の五の二に規定する分筆の登記がされたものであること及び当該土地の所有権を取得した者が当該土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人であることとの記載があるものを添付しなければならない。

(特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税を受けるための手続)

第三十一条の七の二 法第八十四条の二の二の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る土地の所有権の取得をした者が同条に規定する特定連絡道路工事施行者であること、当該土地の所有権の取得が同条に規定する特定連絡道路の用に供するために行われたものであること及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。